
5章 小中一貫教育の総合的な推進方策について

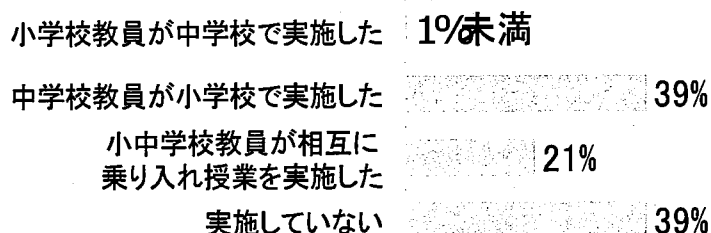
- 小中一貫教育の導入は設置者の主体的な判断によるものであるが、第2章で述べたように、現行制度の下で小中一貫教育を実施している学校からは学習指導上・生徒指導上の顕著な成果が報告されており、今後小中一貫教育に取り組む設置者の更なる増加が見込まれる。
- このため、国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者の積極的な取組を促すとともに、財政的理由から設置者が小中一貫教育を導入できないといった事態を防ぐため、適切な財政的支援を含めた条件整備を行うとともに、都道府県・市町村等との連携協力の下、取組の質の向上を不断に図っていくための方策を総合的に講じていく必要がある。
- なお、これまで述べてきた通り、小中一貫教育における具体的な取組の中には、小中連携教育にも適用可能なものも多数含まれる。このため、小中一貫教育の効果的な推進方策を継続的に実施し、様々なタイプの好事例を普及していくことにより、一般の小・中学校における小中連携の高度化も促進され、我が国における義務教育全体の質の向上が期待される。

1. 小中一貫教育の実施に適した教職員体制の構築

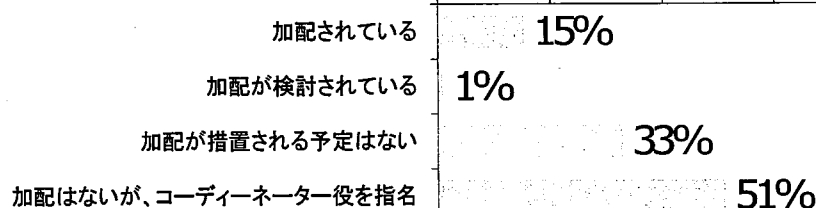
- 新たに制度化する小中一貫教育学校（仮称）は、公立学校である場合は無償制が求められる、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、小中一貫教育学校（仮称）の教職員は県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の対象とすることが必要である。
- また、公立の小中一貫教育学校（仮称）の円滑な教育活動の実施を確保するため、公立小中一貫教育学校（仮称）の教職員定数については、現行の小学校及び中学校の教職員定数と同様の算定を行うことが必要である。その上で、小学校段階と中学校段階を円滑につなぎ、変化に富んだ9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員の定数算定とすることが必要である。
- そのほか、小中一貫型小学校・中学校（仮称）も含め、乗り入れ授業をはじめ、小中一貫教育に必要な取組を行うための教職員体制の整備を図っていく必要がある。このため、具体的な取組内容等を勘案の上で、国の教職員定数の加配措置等により指導体制の充実を図ることも求められる。
- 小中一貫教育を実施する上では、小学校段階を主に担当する教員と中学校段階を主に担当する教員が相互の学校段階に乗り入れて授業を行うことが有効である。しかし、

乗り入れ授業を行う教員が、元の学校段階における授業に加えて乗り入れ授業を行うためには、時間割や持ち授業時数の調整が必要となる場合もある。また、こうした取組を一定のボリュームで継続的に行っていくためには、適切な教員配置を進め後補充を可能とするとともに、中長期的には教員の小・中の免許併有率を高め、乗り入れ先と乗り入れ元の学校段階の教員が日常的に相互補完し合える体制を構築していくことが求められる。

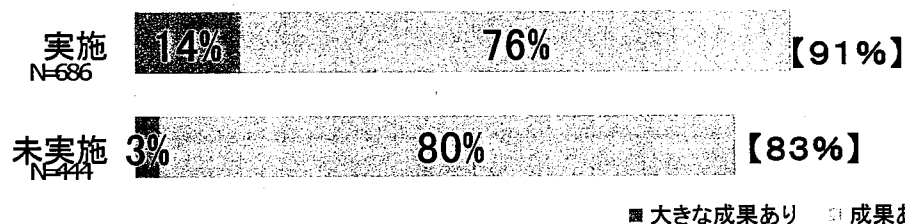
【小・中教員の乗り入れ授業の実施状況】



【小中一貫教育のコーディネーター役を担う教職員の加配状況】



【乗り入れ授業の実施状況と小中一貫教育の成果（総合評価）のクロス集計】



2. 小中一貫教育に適した施設・設備の整備

- 公立の小中一貫教育学校（仮称）における教育の円滑な実施を確保するため、施設整備に関し、既存の小・中学校と同様に国庫負担・補助の対象とすることが必要である。
- また、4章の2で述べたとおり、施設一体型の校舎の下でも、施設分離型の校舎の下でも、学習指導上・生徒指導上の顕著な成果が見られているが、施設一体型校舎において実施する場合に成果があると回答する学校の割合が最も高いとの結果となっている。前述の実態調査においては、小中一貫教育の成果に関し、全ての項目で、施設分離型よりも施設一体型の方が、成果が認められたとする回答の割合が高かった。

(学習指導上の成果)

- ・全国学力・学習状況調査の結果向上(施設一体型：6割 施設分離型：4割)
- ・授業が理解できると答える児童生徒増加(施設一体型：8割、施設分離型：5割)

(生徒指導上の成果)

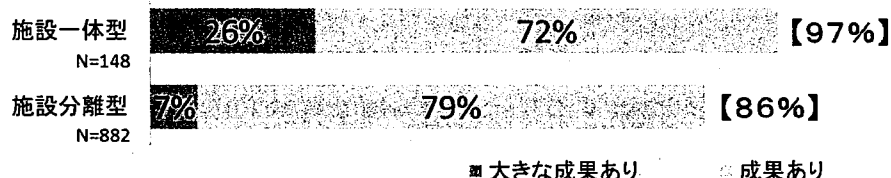
- ・不登校の減少(施設一体型：7割、施設分離型：5割)
- ・思いやりや助け合いの気持ちの育成(施設一体型：9割、施設分離型：6割)

(教職員に与えた効果)

- 小・中学校の授業観や評価観の差が縮まった(施設一体型：9割、施設分離型：6割)

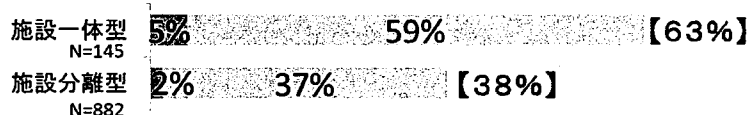
※数字は、「大きな成果あり」又は「成果あり」の回答割合

【小中一貫教育の施設形態 × 小中一貫教育の成果】

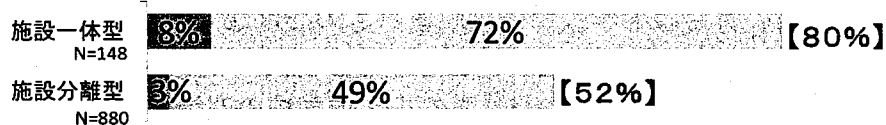


○ 学習指導上の成果

【小中一貫教育の施設形態 × 全国学力・学習状況調査の結果】

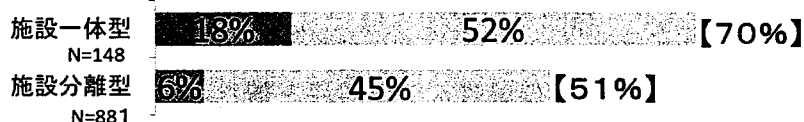


【小中一貫教育の施設形態 × 授業が理解できると答える児童生徒増加】

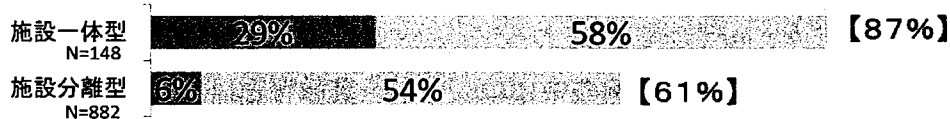


○ 生徒指導上の成果

【小中一貫教育の施設形態 × 不登校の減少】

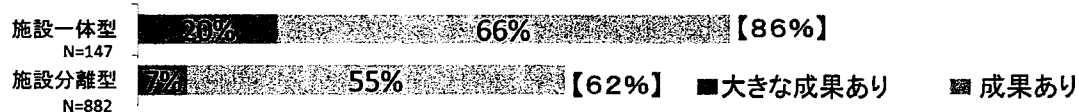


【小中一貫教育の施設形態 × 思いやりや助け合いの気持ちの育成】



○ 教職員に与えた効果

【小中一貫教育の施設形態 × 小・中学校の授業観や評価観の差】



- 公立小・中学校における施設整備に関する現行の制度においては、既にある学校を建て替えて、施設一体型校舎を整備しようとする場合、国の補助を受けるためには、校舎が老朽化していること等が条件となる。また、その場合の補助率は、小学校同士又は中学校同士の統合に伴い新しい校舎を建てる場合の国庫負担率よりも低くなっている。各設置者がより効果的な小中一貫教育を実施するため、施設一体型校舎の整備を円滑に進めることができるよう、国は、小学校同士又は中学校同士の統合に伴い新しい校舎を建てる場合と同等の補助を行うこと等が必要である。

また、これらに加え、小中一貫教育を効果的に実施するために必要となる、児童生徒の異学年交流スペースや地域との交流スペース、隣接した校舎間の渡り廊下などの整備に対しても、国は適切に支援を行っていく必要がある。

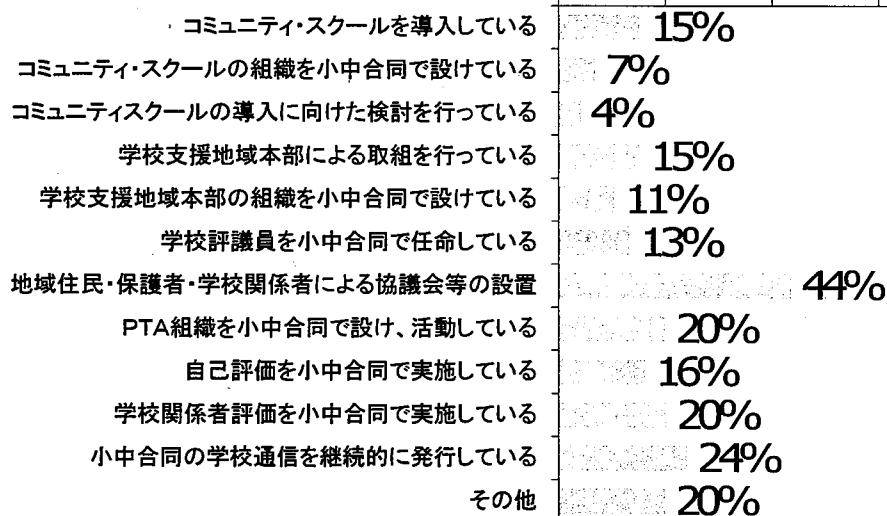
- 上記の他にも、小中一貫教育を実施する上では様々な施設の計画・設計上の工夫が求められる。例えば、小学校段階と中学校段階の教職員がより一体的に9年間の教育活動に取り組む環境作りや、学年段階の区切り、児童生徒の体格差を考慮した適切なゾーニングの在り方など、小中一貫教育を実施する上で効果的な施設の在り方について留意事項を示すとともに、好事例をきめ細かに収集して設置者に対して周知し、適切な助言を行っていくことが求められる。

3. 地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組みづくり

- 地域から見た子供の育ちは各学校単位で収まるものではなく、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携は、地域とともにある学校づくりを考える上で重要なテーマとなる。とりわけ、義務教育段階である小・中学校の連携・接続は急務であり、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくりが求められる。
- 4章の9で述べたように小中一貫教育の導入には様々な形態があり得る。もとより、地域全体の理解・協力が得られるかどうかは小中一貫教育の成否に大きな影響を与えるものであり、その導入に当たっては、保護者・地域住民と新たな学校づくりに関するビジョンを共有しつつ、小中一貫教育に指摘される課題の解消策を予め示すことも含め、丁寧に理解と協力を得ながら進めていくことが必要である。
- このような観点から、先行事例の中には、小中一貫教育とコミュニティ・スクールや学校支援地域本部等を有機的に組合せて大きな成果を上げている例も多く見られる。これらを一体的に導入することにより、保護者、地域住民と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供が抱える課題やその解決策等を9年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。小中一貫教育と地域とともにある学校づくりは親和性が極めて高いものであり、国としても両者の一体的な導入を積極的に支援していく必要がある。

- 小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組合せて実施するためには、中学校区で一つの学校運営協議会を置くことが有効であるが、学校運営協議会は現行法令では各学校に設けることとなっており、学校ごとに学校運営の基本方針を別々に承認することとなり、9年間を通じた方針・目標等の共有がしにくいという課題がある。このため、小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために学校運営協議会委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校に運営協議会を設けた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じている例もあるが、委員や事務局となる学校の大きな負担につながっている。
- このため、特に小中一貫型小学校・中学校（仮称）の取組の充実を図る観点からは、中学校区で一つの学校運営協議会を設置できるように現行制度を見直すことも有効な方策であると考え。国は、こうした点も踏まえつつ、中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある。その際、3章で述べた9年間一貫した教育目標や教育課程等の基本方針の承認のほか、9年間一貫した学校運営に対する意見の聴取、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施など、そのメリットを最大限生かした運営がなされるとともに、負担軽減策も含め、より効果的かつ効率的な運営がなされるよう配慮していくことが求められる。

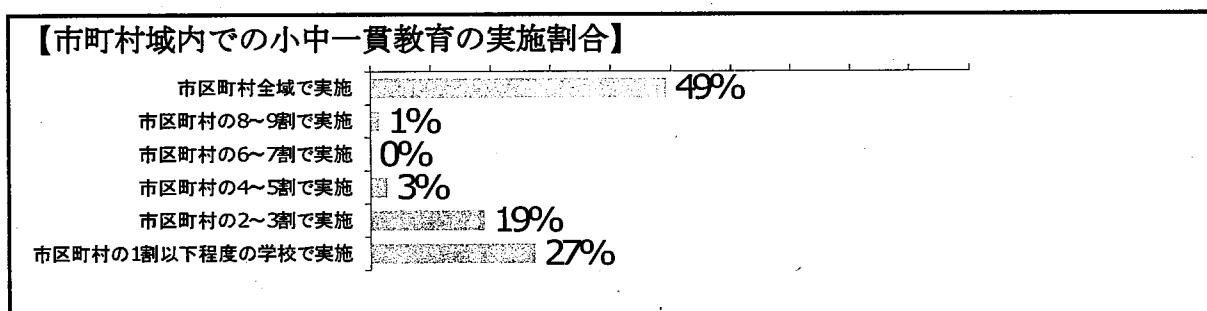
【地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項】



4. モデル事業の実施、好事例の普及

- 小中一貫教育を効率的に実施したり、各地域の住民や教員が小学校段階・中学校段階の9年間を見通して児童生徒を育てていこうという意識の向上を図ったりするねらいから、市町村教育委員会の中には、施設一体型校舎や施設分離型校舎などの様々な形態を組合せて、市町村の全域で小中一貫教育を実施しているところもある。

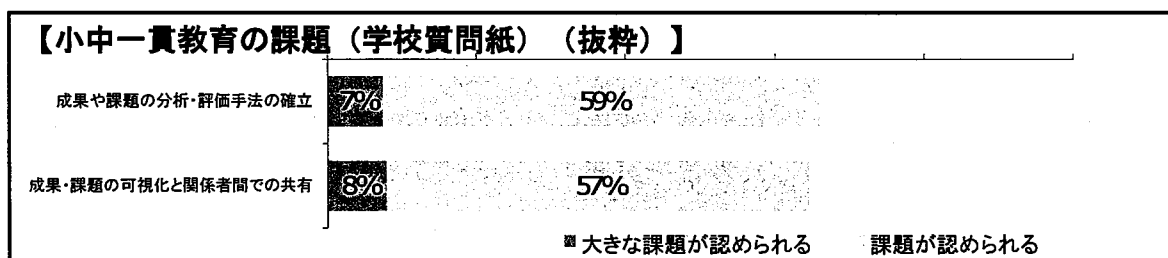
- しかしながら、全域での実施を目指す場合においても、段階的な導入が必要となる場合が多い。特に規模が大きな市町村においては、まずパイロット地区で先行的に実施し、そこで成果や課題を分析し、課題解消のための方策等を整理した上で、順次取組を管下の学校に拡大していくことも有効であると考えられるが、全域展開に移行させるための手順やノウハウは必ずしも共有されていない。このため、国においては、モデル事業等を通じて、都道府県の支援の下、市町村全域で段階的に小中一貫教育の導入に取り組むような先進的なモデルを創出するとともに、現行の取組の好事例を積極的に収集・分析し、各設置者に周知していくことが求められる。
- また、こうした事例の提供に当たっては、現行法制下で可能な取組に関する具体的で丁寧な情報提供も求められる。例えば、現行制度下においても、小・中学校の予算を一体的に編成・執行することは可能であるが、多くの市町村においては、地方交付税の単位積算に由来する小学校費と中学校費の区分が厳格な形で存在しており、一体的な予算編成や執行ができないという認識が持たれているケースがある。このような場合、学校では様々な調達・契約事務を重複して行ったり、小・中学校間の流用や複数年を見通した弾力的な執行が行われなかったりといった柔軟な予算執行上の困難が生じているとの指摘もある。国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、現行制度の柔軟な運用の例なども含めた情報提供に力を入れていくべきである。



5. 小中一貫教育に関する評価等の充実

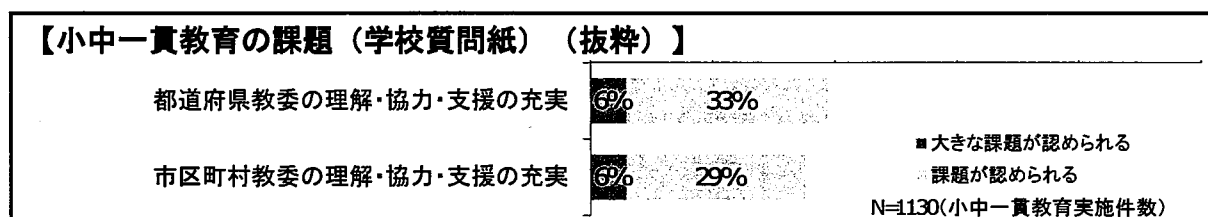
- このたびの小中一貫教育の制度化は、小・中学校段階の9年間を見通し、地域の子供にとって最適な学びを実現するために学年段階の区分や教育課程の編成などについて様々な工夫を可能とする試みでもある。このように設置者や学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる中においては、その教育活動等の成果を評価・検証し、関係者全員が成果を味わい、課題と向き合い、主体的な取組の改善につなげるサイクルの構築が一層重要になってくる。実態調査の結果においても、小中一貫の成果・課題の分析・評価指標の確立を課題と認識している取組が7割近くあり、小中合同での学校評価の実施率は3割程度である。

- 現行の学校評価ガイドライン（平成22年改訂）の内容は、小中一貫教育の実施に当たっての評価の在り方等が盛り込まれていない。このため国は、既に小中合同での学校評価を実施している事例を収集しつつ、小中一貫教育の様々なタイプに応じた学校評価はどうあるべきか、どのような評価項目・指標等を設定することが適切か、地域とともにある学校づくりとの関係はどうあるべきかなどを総合的に検討した上、学校評価ガイドラインに適切に組み込み、各学校設置者に周知していくことが求められる。
- また、市町村教育委員会においては、小中一貫教育の成果や課題を検証し、施策の改善や域内全体の公教育の質の向上につなげる観点から、管下の学校における小中一貫教育の実施状況に関する総合的な評価・検証を行う必要がある。その際、関係者間で各学校における自己評価や学校関係者評価の具体的な方法や適切な評価項目・評価指標等について十分な検討・調整を行うなどして、学校評価の結果を生かした評価・検証ができるようにすることが重要である。



6. 都道府県教育委員会の役割

- これまで小中一貫教育は設置者の主体的な取組によって推進されてきた面が強く、都道府県教育委員会による指導・助言・援助は、一部の例外を除いて必ずしも組織的・継続的になされてきたとは言えない。実態調査の結果においても、4割の市町村、学校が都道府県教委の理解・協力・支援が課題であると回答している。このため、このたびの制度化に伴い、設置者が小中一貫教育を導入する場合に現場のニーズを踏まえた積極的な施策が講じられるよう、国としても働きかけていくことが望まれる。



（免許状併有の促進）

- 4章で述べたように、小中一貫教育学校（仮称）においては、小・中学校の教員免許状を併有している教員が勤務することを原則とすべきである。また、小中一貫型小学校・中学校（仮称）においても、可能な限り両免許状を有する教職員が配置されることが望ましい。その一方、都道府県毎の併有率の状況には極めて大きな違いがあり、都道府県

によっては免許状の併有率の低さが域内における小中一貫教育の推進にとって障害となるおそれがある。

- このため、都道府県においては域内で小中一貫教育が円滑に行われる上で必要な人材が確保できるよう、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上に努めるとともに、教員の採用に当たって免許状の取得状況を考慮したり、教員養成系大学に両免許状の取得促進を働きかけるなど、必要な措置を講ずることが期待される。

(人事上の措置)

- 小中一貫教育の最終的な成否は、管理職のみならず一人一人の教職員が小中一貫教育の理念や目標を理解し、9年間の全体像を意識した上で、一つのチームとなって日々の教育活動を積み上げていけるかどうかにかかっている。このため、人事権者である都道府県教育委員会等においては、市町村における地域の実情に応じた小中一貫教育の取組を組織的・計画的に支えていくことが期待される。
- その際、小中一貫型小学校・中学校（仮称）は、法制上別々の学校として設置されている複数の小・中学校が一貫した教育を実施するものであり、特に教育の質や継続性の確保のために工夫が求められる。
- このため、全教職員に小・中学校の兼務発令を行い、一貫教育を担う意識を高めたり、小中一貫教育を担当している教員はある程度継続的に小中一貫教育学校（仮称）等の間で人事異動させたり、中核となっている管理職・教職員の異動年限を柔軟に取り扱ったりするなどの工夫を行うことが考えられる。また、初任から一定期間内に隣接校種での勤務を義務づけることで、中長期的な小中一貫教育や小中連携教育の推進に資することも考えられる。

(教員研修)

- 児童生徒の9年間の発達を見据えて教育活動に取り組んでいくためには、積極的に他校種における指導技術の向上に努めるとともに、小・中相互の良さを学び合っていく必要がある。しかし、都道府県においてはそのような教員を対象とした研修はほとんど実施されていない。都道府県教育委員会においては、小中一貫教育の制度化を契機として、小・中学校教員の相互乗り入れ授業や9年間を見通した生徒指導の在り方などに関する実践的な研修を積極的に企画・実施していくことが期待される。

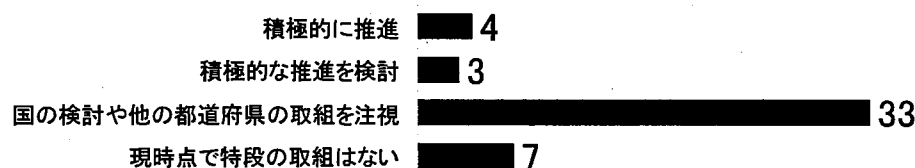
(モデル事業)

- 都道府県の域内における小中一貫教育の推進に当たり、先導的な取組を開発するモデル事業を実施することも有効な方策の一つである。都道府県教育委員会においては、設置者である市町村のニーズも踏まえつつ、都道府県内の小中一貫教育の質の更なる向上に資するようなモデル事業の実施について検討すべきである。

(計画的な小中一貫教育の推進)

- 各市町村における小中一貫教育の取組を支える上で都道府県が講ずべき方策は、人事や免許の併有促進、教員研修、モデル事業など、地域の事情によって多岐にわたることが考えられる。このため、都道府県においては、域内の設置者の要望・実情を踏まえた小中一貫教育推進のための計画を策定するなどして、計画的に指導・助言・援助を行っていくことが期待される。

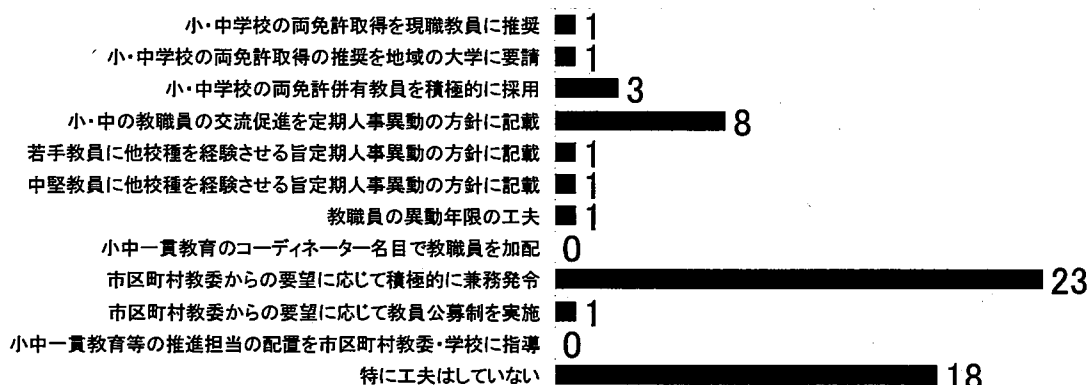
【都道府県による小中一貫教育の推進状況】



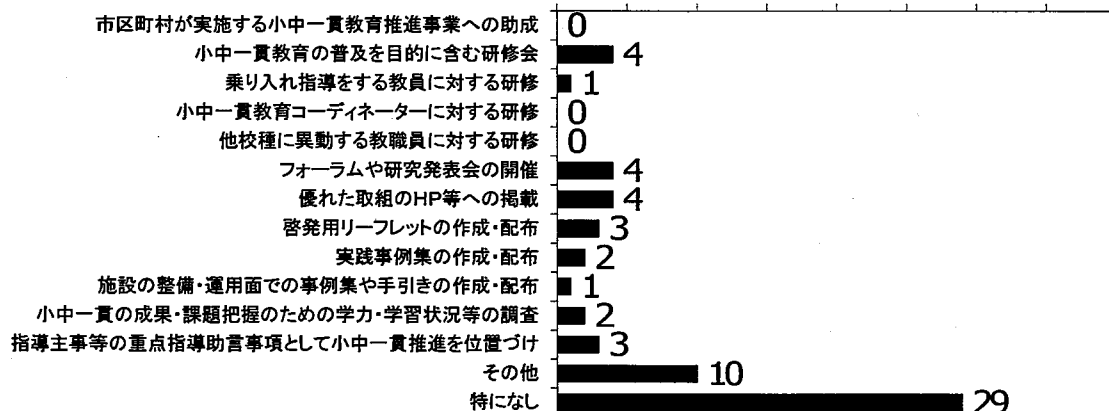
【都道府県による小中一貫教育の推進状況】



【都道府県による小中一貫教育を推進するための人事上の工夫】



【その他小中一貫教育を推進するための取組】



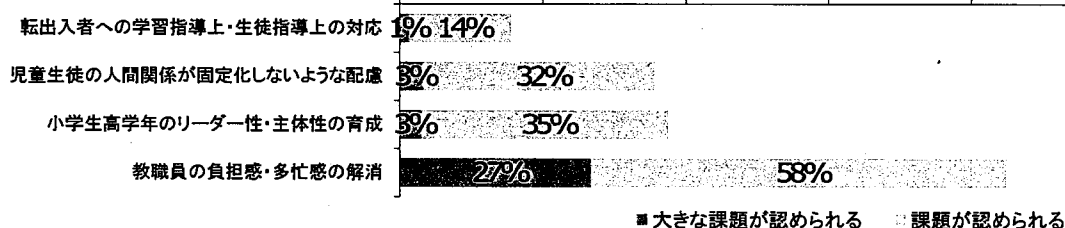
【9年間の教育課程・指導方法の系統性・連続性の確保のための取組】

小中学校共通の学校経営理念の設定	46%
9年間をひとまとまりと捉えた学校教育目標の設定	47%
9年間をひとまとまりと捉えた学年呼称の導入	14%
各教科別9年間の系統性を整理、小中一貫したカリキュラムを組んでいる	52%
総合的な学習において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	19%
道徳教育において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	15%
食育において小中一貫カリキュラムを組んでいる	14%
言語活動において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	15%
キャリア教育において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	21%
ふるさと教育において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	16%
情報教育において小中一貫したカリキュラムを組んでいる	7%
小中一貫教育の軸となる独自の教科・領域の設定	25%
基本的な授業スタイルのゆるやかな統一	43%
学力調査などの小中合同分析と結果の共有	51%
9年間を見通した評価基準と評価方法の共有	12%
学校評価の小中合同実施	32%
「つなぎの単元」を小中の移行段階での設定	8%
移行段階で中学校の板書分量やノートを取るスピードに慣れさせる工夫	11%
中学校段階の学習についていけるよう小学校段階で基礎学力保障に注力	47%
9年間を通した家庭学習の課題の分量の段階的調整	28%
9年間を見通した学習方法や学習時間のマニュアル作成	27%
9年間を見通した学習規律・生活規律を定めている	51%
小中合同でのいじめ防止基本方針等の設定	24%
小中の合同行事の実施	70%
小中合同の児童会・生徒会活動の実施	42%
小中合同の総合的な学習の時間の実施	11%
中学校の部活動への小学校高学年の参加	42%
小学校のクラブ活動への中学生の参加	7%
小中の特別支援学級等の担当教諭における相互授業参観	38%
小中の特別支援学級等の合同授業	21%
特別支援学級児童・保護者の中学校授業参観や学校訪問の機会の提供	44%
小中合同の特別支援教育に関する会議等の開催	46%
その他	13%

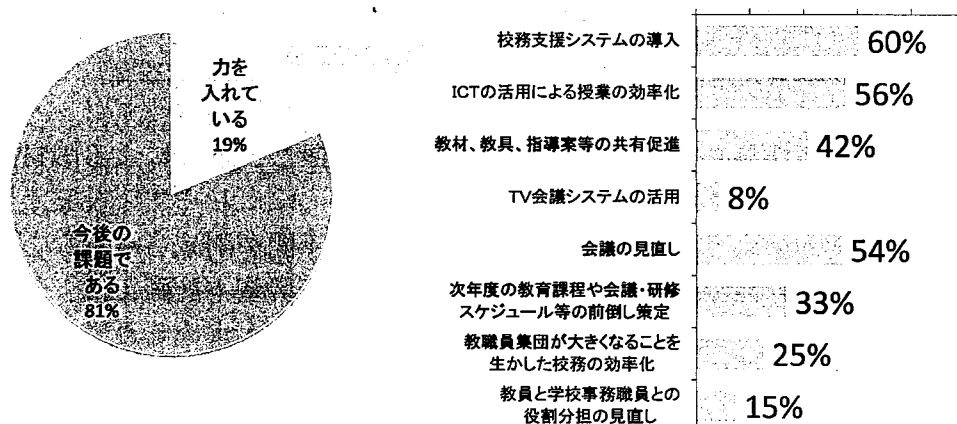
7. 教員の負担軽減のための工夫

- 小中一貫教育に取り組む学校において大きな課題と認識されている比率が最も高いのは、様々な研修・打合せ・交流の時間の確保や教職員の負担の軽減、多忙感・負担感の解消である。これらの課題は、施設一体型の取組においては、そうでない場合に比べて軽減される傾向にあり、また、力を入れて課題の解消に取り組んでいる事例も一定数見られるが、全体としてみれば、負担軽減等のための取組の促進が必要な状況にある。

【小中一貫教育の課題（学校質問紙）（抜粋）】



【余裕時間の確保や負担軽減の取組】



（教職員体制の整備）

- 1. で述べたように、小中一貫教育学校（仮称）、小中一貫型小学校・中学校（仮称）においては、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や、乗り入れ授業をはじめ、小中一貫教育に必要な取組を行うための教職員体制の整備を図っていく必要がある。このため、国においては、小中一貫教育の制度化及びその推進に当たり、適切な教職員定数の算定を行うことが求められる。

（合同の校務分掌の設定、役割分担の見直し等）

- 小中一貫教育を行うことに伴う負担の増大を防ぐためには、例えば学校事務を小・中で共同実施したり、小・中学校で合同の校務分掌を設定したりするなど、小中一貫教育の実施により教職員集団が大きくなることを最大限に生かし、業務を効率化する工夫を行うことが重要である。
- また、小中合同での教育活動の導入を契機として、長年行われてきた会議についても大胆な精選や効率化を行ったり、次年度の会議・研修スケジュールを思い切って前倒しで策定するなど計画的・効率的な校務の実施を推進し、教職員が子供と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

(ICTの活用)

- また、上記のような校務の効率的・効果的な実施のためには、校務を情報化することが効果的である。例えば、校務支援システムを導入することにより、事務文書を共有して再利用したり、教職員間の情報伝達やコミュニケーションの促進を図ったりすることができる。また、多様かつ広範な児童生徒の情報を一元的に管理・処理することで、各種の書類や名簿作成の手間を削減できるだけでなく、適切な評価・評定をするためのエビデンスに基づいた資料作成が容易となる。さらに、指導要録や健康診断表の電子化も、学期末・学年末の事務の大幅な効率化に資する。施設分離型の取組においては、ICTを活用することにより、小中一貫教育に必要な簡単な会議や打合せを教職員が学校外に出ることなく済ませることも可能である。
- 電子黒板や実物投影機等のICT機器を普通教室に常設し、教員による教材等の提示や児童生徒の発表に活用することにより、学力向上につながりやすい授業が展開できるだけでなく、従前のように教材を模造紙に書き直す手間が削減されるなど教材作成における教員の負担軽減等が期待できる。第2期教育振興基本計画では、教材整備指針に基づき、電子黒板・実物投影機等のICT機器の整備が求められているところであり、各地方公共団体においては、小中一貫教育の実施を契機として、そのねらいや実施上の課題を十分に吟味した上で、こうしたICT機器、デジタル教科書・教材やICT支援員の計画的な導入を積極的に図っていくことが求められる。また、国や都道府県においては、これらのICTを活用した効果的な事例などを収集・提供していくことにより、設置者における円滑な導入を支援していく必要がある。

(事務体制の充実)

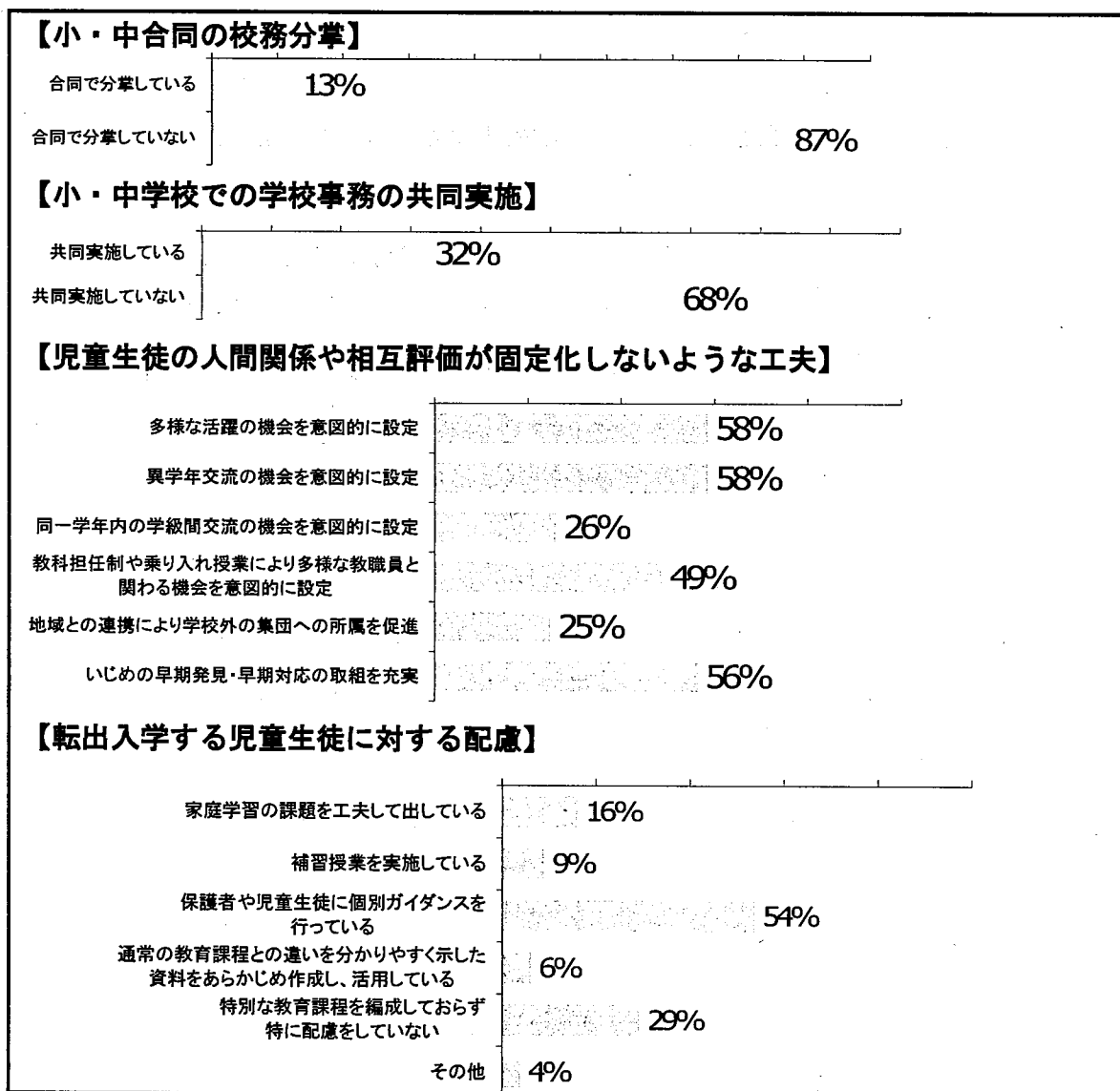
- また、現在、管理職や教員が対応している業務の中には、明確な役割と責任を有する事務職員が対応することが適切な場合もあり、管理職も含めた教職員間の業務分担及び学校運営組織を大胆に見直すことにより、学校全体としての業務の効率化を図ることも考えられる。また、学校規模との関係で複数の事務職員を配置できる場合や小・中学校間で学校事務の共同実施を行う場合には、例えば学校教育法施行規則46条に基づき、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる事務長を置くことも考えられる。

(好事例の提供等)

- 小中一貫教育に伴う教職員の負担や負担感は、学校施設の形態や、取組に含まれる学校の数、全体としての学校規模、具体の教育活動の内容などによって異なってくるものと考えられる。国は、有識者等の協力も得つつ、多忙化や多忙感が生じる理由が小中一貫教育に伴うものか、あるいは現在の小・中学校を取り巻く一般的状況からくるものなのかも含め、教職員の多忙化や多忙感が生じる原因を丁寧に分析するとともに、それらを解消又は緩和し、小中一貫教育の取組を活性化させる方策について様々なカテゴリーを意識しながら整理し、積極的に情報提供していくべきである。

(その他)

- なお、小中一貫教育に取り組む学校の校長が小学校長会と中学校長会の双方に出席しなければならない、事実上大きな負担増になっているとの指摘がある。このため教育委員会主催の校長等を対象とした研修等の持ち方について、小中連携や小中一貫教育の要請を踏まえた工夫を講じることが求められる。



8. 9年間の系統性・連続性の強化

- 小中一貫教育の取組の中核は9年間の系統性や連続性を確保したカリキュラムを編成・実施することである。しかしながら、実態調査の結果、9年間をひとまとまりと捉えた教育目標を設定し、各教科別に9年間の系統性を整理した教育課程の編成を行っている取組は、小中一貫教育の実施件数のうち、4分の1程度であった。

- 4章においては、小中一貫型小学校・中学校（仮称）の要件として、9年間の教育目標の設定や各教科別の一貫カリキュラムを備えていることを掲げている。小中一貫教育を実施する各学校においては、より高い成果を上げるため、作成した一貫カリキュラムに基づき、教職員間での共通認識の下、個々の学年・学級の指導計画レベルまで小中一貫教育の理念を徹底し、小中一貫教育の取組の質の向上に努めていくことが求められる。

（教科等横断的な事項についての一貫カリキュラム）

- また、9年間の系統性・連続性を高めていく観点からは、例えば、キャリア教育、食育、情報教育といった教科等横断的な教育内容について、一貫カリキュラムを構築し、評価・改善していくことも重要である。こうした取組の延長として、教育課程の特例を活用して地域や児童生徒の実態を踏まえた独自の教科を設定し、小・中学校段階の教職員の一体化の核としていくことも考えられる。

（小中が接続する区切り・学年における取組の強化）

- 一貫教育を進める上で特に重要になるのは、小学校高学年における、小・中学校段階間の接続の円滑化に資するカリキュラム編成上の工夫である。どのような区切りを設定するかは各学校の実態に応じて判断されるべきであるが、単純に区切りを前倒しするのではなく、従来であれば中学校段階の指導の特徴とされてきた取組を段階的に小学校高学年に導入するといった工夫も考えられる。
- 学校からのヒアリングにおいては、例えば一部教科担任制については、小学校5年生において三つの教科で導入を開始し、6年生から国語、社会、算数以外の全ての教科で導入するといった例が見られた。また、単元テストから定期テストへの円滑な移行を図るため、例えば小学校5年生の一学期は2教科、2学期は3教科、6年生の1学期は4教科といった段階的導入を行っている例が報告された。
- また、小・中学校の接続を円滑化するとともに高い教育効果を生み出す観点から、例えば小学校高学年から子供たちの自宅学習の習慣づけを促していくといった工夫も考えられる。また、その際、宿題中心の家庭学習から、主体的に課題を選択する形態での家庭学習の割合を増やすなどして、子供たち自身が自らの成長を見通して自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも有効である。

（特別支援教育の充実）

- 小・中学校に在籍する特別支援教育の対象となる児童生徒については、小学校から中学校への移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが求められており、その観点からも、小中一貫教育の実施は、9年間の支援の系統性・連続性の確保に極めて高い効果が期待される。実態調査においても、小中一貫教育実施件数のうち半数が、小中一貫教育推進の主なねらいとして「特別支援教育における学校間の連携・協力体制の強化」を挙げており、
 - ・ 小中合同の特別支援教育に関する会議等の開催

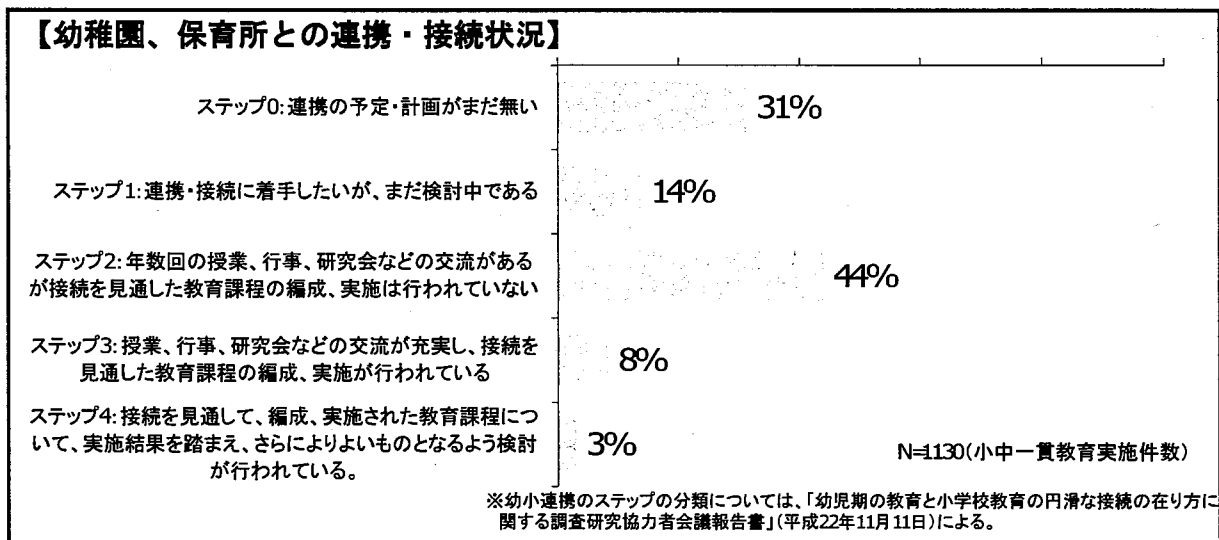
- ・特別支援学級児童・保護者の中学校授業参観や学校訪問の機会の提供
- ・小中の特別支援学級等の担当教員における相互授業参観
- ・小中の特別支援学級等の合同授業

といった取組が実施されている。

- 小中一貫教育学校（仮称）及び小中一貫型小学校・中学校（仮称）においては、その特性を生かし、児童生徒の成長記録や指導方法・指導内容等に関する情報を、個別の教育支援計画や指導計画等により一元化して記録し、内部で共有・活用するなど、一貫した支援を行うことができる体制を構築していくことが期待される。

（幼小連携の強化）

- 小中一貫教育のための条件整備の一環と位置づけ、幼小連携の高度化を進めていくことも有効である。学校からのヒアリングにおいても、いわゆる小1プロブレムの解消や発達障害のある幼児児童の早期発見・早期支援の取組を強化することによって、小中一貫教育の基盤を盤石なものとした事例が報告された。実態調査の結果においては、幼小の接続を見通した教育課程の編成・実施に至っていない例が全体の9割近くを占めており、このたびの制度化を契機として取組の改善を積極的に進めていく必要がある。



（その他）

- このほか、小中一貫教育の先進的な取組においては以下のような取組を通じて小・中学校段階間の接続の円滑化や9年間の系統性・連続性の強化に取り組む事例が見られる。
- ・ 9年間で系統立てた学習規律・生活規律のルールの設定
 - ・ 9年間を見通した学習方法や学習時間のマニュアルの作成
 - ・ 9年間を見通したノート指導や発表の方法の指導
 - ・ 9年間を見通した宿題・学習時間の量の段階的な増加の配慮
 - ・ 小・中学校の移行段階で既習事項の復習を目的とする「つなぎの単元」の設定
 - ・ 学年の呼称を1～9年の通し番号とすることによる、教職員や保護者の意識改革
 - ・ 中学校の夏季休業日中の補充授業に小学校教員が参加

- 以上、教育課程の系統性・連続性の確保の取組について項目立てて述べてきたが、こうした取組の質の向上を不断に図っていくためには、都道府県教委や市町村教委の適切な支援が重要となる。また、先に述べた学校評価等において進捗や改善の状況を的確に把握する仕組みを整えることも重要である。また、国においては優れた取組と課題のある取組の差を可視化し、指導・助言に役立てることができるような評価指標の開発を行い、その結果を継続的に設置者に提供していくことが期待される。

おわりに

(小中一貫教育の継続的な検証)

- これまで述べてきたように、小中一貫教育の制度化及びその推進方策は我が国の義務教育全体の質の向上に資するものでなければならない。このため、国は、都道府県と連携しつつ、小中一貫教育の制度化の趣旨が実現されるよう、積極的な支援を続けるとともに全国的な実施状況を定期的にフォローアップし、成果と課題をきめ細かく把握しながら、施策の改善につなげていく必要がある。

(今後の学制改革に向けて)

- 国は、将来に向けたより良い学制の在り方を探求する観点から、研究開発学校の制度等も活用しつつ、幼小連携や中高一貫教育と小中一貫教育の関係などに係る試行的な研究を進めていくとともに、それらの成果を踏まえ、幼稚園から高等学校段階までを通じた、幼児児童生徒の発達の段階に応じた学校段階の区切りの在り方を含む公教育全体の質の向上方策について、継続的に検討していくことが必要である。

小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について (小中一貫教育特別部会 審議のまとめ)の概要

1章 小中一貫教育が求められる背景

- 義務教育の目的・目標規定(教育基本法、学校教育法の改正)
- 教育内容の量的・質的充実への対応(小学校への外国語活動、理数教育)
- 発達早期化をめぐる現象(身長、体重、初潮の時期等)
- 中1ギャップへの対応(不登校、いじめ、暴力行為の急増、小中学校間の大きな差異)
- 社会性育成機能の強化(世帯規模の縮小、少子化)

3章 小中一貫教育の制度化の意義

- 小中一貫教育の効果的な実施(設置者が小中一貫教育に取り組もうとする場合に、より総合的かつ効果的に実施することを可能とする)
- 地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供(設置者判断で柔軟な教育課程編成を可能とする)
- 国・県による支援を充実するための制度的基盤が必要

4章 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

- 1人の校長の下、1つの教職員集団(※)が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))

(※)原則として小・中免許を併有した教員を配置。当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進。

- 独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))

5章 小中一貫教育の総合的な推進方策

○教職員体制の構築

- ・小中一貫教育学校(仮称)は、現行の小学校及び中学校と同様の定数算定。その上で、9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員の定数を算定

- ・小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置

○施設・設備の整備

- ・小中一貫教育学校(仮称)について、現行の小学校及び中学校と同様に国庫負担・補助の対象とすること
- ・小中一貫教育を効果的に実施するため、施設一体型校舎や異学年交流スペースなどの施設整備への支援

○地域ぐるみで9年間の学びを支える仕組みづくり

- ・中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進

○モデル事業の実施、好事例の普及

- ・モデル事業等を通じて、小中一貫教育の好事例を収集・分析・周知

○学校評価の充実

- ・様々なタイプの小中一貫教育に応じた学校評価のあり方を学校評価ガイドラインに反映、各学校における学校評価を活かした市町村教委による検証・評価

2章 小中一貫教育の現状と課題

- 全国各地で小中一貫教育の取組が蓄積(全国で211市町村、1130件(小学校2284校、中学校1140校))
- 実施校の約9割が「成果が認められる」と回答(学力向上、中一ギャップ緩和、教職員の意識・指導力の向上など43項目)
- 解消を図るべき課題も存在(教職員の負担軽減等)
- 取組の内容や進捗状況は極めて多様(多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要)

○小中一貫教育に指摘される課題への対応

- ・人間関係の固定化や転出入への対応などの課題について、学校現場で様々な工夫を通じ効果的な対応策が明らかになってきている
- ・積極的な指導助言や好事例の普及などにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようにする必要

- 既存の小・中学校と同様に、市町村の学校設置義務の履行対象とし、就学指定の対象とする(市町村立の場合、入学者選抜は実施しない)

- 一定の範囲で小中一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を認める(独自教科等の設定、指導内容の入れ替え・移行)

○都道府県教育委員会の役割

- ・推進計画の策定、モデル事業の実施、小・中免許併有促進、兼務発令や異動年限の柔軟化など人事異動での配慮、他校種の指導技術に関する教員研修 など

○教員の負担軽減

- ・適切な教職員定数の算定、小・中合同の校務分掌、会議の大胆な精選、校務支援システムや電子黒板等のICTの活用、学校事務の共同実施、事務長の設置 など

○9年間の系統性・連続性の強化

- ・小中一貫教育の理念の徹底、教科等横断的な一貫カリキュラム(キャリア教育、食育、情報教育等)の構築
- ・小・中が接続する区切りにおける取組の強化
- ・特別支援教育の充実、小中一貫と連動させた幼小連携の推進 など

○今後の学制改革に向けて

- ・制度化後も小中一貫教育の成果と課題をきめ細かく検証
- ・より良い学制の在り方を探求する観点から、研究開発学校の制度等も積極的に活用し、学校段階の区切りの在り方を含めた公教育全体の質の向上の在り方について継続的に検討